

私立高等学校等奨学のための給付金について

制度概要

奨学のための給付金は、返済の必要はありません。

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、大阪府内に在住する、低所得世帯の保護者に対し、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するために、奨学のための給付金を支給します。

この給付金を受けようとする方は、申請期限に留意のうえ、下の申請書交付依頼書を学校の事務室に提出して申請書を受け取り、必要な手続きを行ってください。

要件

保護者から大阪府への申請手続きが必要です。

平成26年7月1日時点において、次の①～④の要件を、すべて満たしている必要があります。

- ① 保護者等(親権者全員)の市町村民税所得割額が非課税、もしくは生活保護(生業扶助)受給世帯であること
- ② 保護者等(親権者全員)が、大阪府内に在住していること(※1)(※2)
- ③ 生徒が、高等学校等就学支援金の支給対象校に在学していること
- ④ 生徒が、平成26年4月1日以降に、高等学校等の第1学年に入学していること

区分	所得の要件		給付金額		
			(私立) 全日制	(私立) 通信制	大阪府立大学 工業高等専門学校
A	生活保護(生業扶助)受給世帯		52,600円	—	32,300円
B	平成26年度 市町村民税所得割額 非課税世帯	23歳未満の扶養されている兄又は姉がいる 世帯で第2子以降の高校生がいる世帯(※3)	138,000円	38,100円	129,700円
C	上記以外の高校生がいる世帯		38,000円	28,900円	37,400円

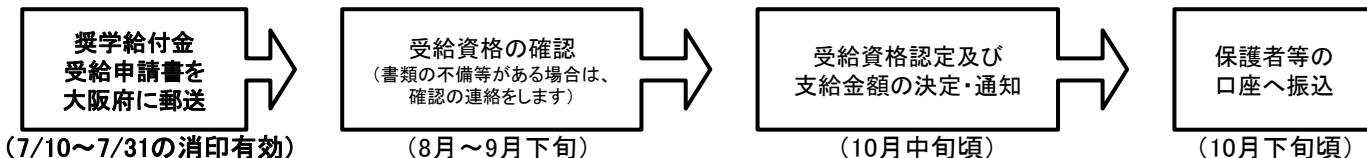
※1 他府県在住の方は、大阪府の給付金制度は対象となりませんが、全国の都道府県において同様の給付金制度が実施される予定ですので、お住まいの都道府県庁にお問い合わせください。

※2 保護者等(親権者)のいずれか一方が他の都道府県に在住している場合は、下記の大阪府担当までお問い合わせください。

※3 兄又は姉の年齢及び扶養の状況は、平成26年7月1日時点で判断します。

給付金の支給の流れ

申請書等は、必ず期限内に提出してください。



大阪府への申請期限 平成26年7月31日(木曜日) (消印有効)

申請期限までに提出がない場合は、給付金を受け取ることができませんので、ご注意ください。

● 大阪府担当

府民お問合せセンター ピピっとライン
 電話 06-6910-8001 FAX:06-6910-8005
 府民文化部 私学・大学課 奨学のための給付金担当
 559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎38階
 電話:06-6941-0351(代) FAX:06-6210-9276

このチラシは00000部作成し、1部あたり単価は000円です。

申請書交付依頼書

点線にそって切り取り、学校の事務室に提出して申請書を受け取ってください。

■奨学のための給付金の受給申請書の交付を希望します。

1年 組 番 (生徒氏名)

(保護者等氏名)